

# 原始定款

## 第一章 總 則

- 第一條 當會社ハ關東電化工業株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス  
一、金屬マグネシウム其他輕金屬並ニ之カ合金屬ノ製造及販賣  
二、苛性曹達其他前號ニ關聯シテ必要トスル化學工業品ノ製造及販賣  
三、前各號ニ附帶スル事業
- 第三條 當會社ノ資本總額ハ金四百萬圓トス
- 第四條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ尙適當ノ地ニ工場、支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 當會社ノ公告ハ官報ニ之ヲ爲ス

## 第二章 株 式

- 第六條 當會社ノ株式ハ總株數ヲ八萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券、拾株券、百株券及千株券ノ四種トス
- 第八條 當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ヲ得ルニアラザレバ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 第九條 株式ヲ讓渡シタルトキハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘ名義書換ノ請求ヲ爲スヘシ
- 第十條 相續遺贈又ハ競賣等ニ因リテ株式ヲ取得シタル者ハ當會社所定ノ請求書ニ戶籍謄本其他當會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添附シテ名義書替ヲ請求スヘシ
- 第十一條 株券ノ毀損又ハ分合等ノ事由ニ因リテ引換ヲ請求スル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル請求書ニ株券ヲ添ヘテ之ヲ當會社ニ差出スヘシ
- 第十二條 株券ノ紛失又ハ滅失等ノ事由ニヨリ新ニ株券ノ交付ヲ請求スル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル請求書ニ當會社ノ適當ト認ムル保證人二名以上連署ノ上之ヲ當會社ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨公告シ三十日ヲ經テ故障ヲ申出ツル者ナキトキハ新ニ株券ヲ交付スヘシ
- 第十三條 株式ノ名義書換ハ株券壹枚ニ付金拾錢、株券ノ合併、分割、再渡ハ壹枚ヲ作製スル毎ニ金五拾錢ヲ手数料トシテ請求者ヨリ徴收スヘシ
- 第十四條 當會社ハ毎決算期最終日ノ翌日より其ノ決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日マデ株式ノ名義書換ヲ停止ス、臨時株主總會招集ノ爲メ必要アル場合ハ公告ヲ爲シ參拾日以内株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得
- 第十五條 株主又ハ其法定代理人ハ當會社ノ定メタル書式ニ據リ其ノ氏名住所及ヒ印鑑ヲ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ。株主ノ住所カ遠隔

ニシテ當會社ヨリ發送スル通知書ノ到達カ遲延スル虞アルモノハ適當ナル通知書受領場所ヲ定メ届出スヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

- 第十六條 第二回以後ノ株金拂込ノ金額期日等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十七條 株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其ノ拂込ヲ爲スヘキ期日ノ翌日より拂込當日マデ金百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ヒ且遲延ノ爲メ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

## 第三章 株主總會

- 第十八條 當會社ノ定時株主總會ハ毎年五月及十一月ノ兩度ニ之ヲ招集ス
- 第十九條 委任ニヨリ株主ノ議決權ヲ行フ代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス
- 第二十條 株主總會ニ於ケル議長ハ取締役社長之ニ任ス、社長事故アルトキハ專務取締役又ハ他ノ取締役之ニ任ス
- 第二十一條 株主總會ノ決議ニ付可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス  
議長ハ議事ノ整理上必要アリト認メタルトキハ會議ヲ延期シ又ハ會場ヲ變更スルコトヲ得
- 第二十二條 株主總會ノ決議ハ之ヲ決議録ニ記錄シ議長及ヒ貳名以上ノ出席株主記名捺印シテ之ヲ保存ス

## 第四章 役 員

- 第二十三條 當會社ニ取締役八名以内、監査役三名以内ヲ置ク
- 第二十四條 取締役及監査役ハ當會社ノ株式壹百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 第二十五條 株主總會ニ於テ取締役中ヨリ本會社ヲ代表スヘキ取締役貳名ヲ定ム
- 第二十六條 取締役會ノ互選ニヨリ取締役社長壹名、專務取締役及常務取締役各若干名ヲ定ム  
取締役會ノ決議ヲ以テ相談役ヲ置クコトヲ得
- 第二十七條 取締役社長ハ取締役會ヲ招集シ且之ヲ統理ス  
社長事故アルトキハ順次他ノ取締役其ノ職務ヲ行フ
- 第二十八條 社長ハ社務ヲ總理ス  
專務取締役及常務取締役ハ社長ヲ補佐シ會社ノ業務ヲ處理ス
- 第二十九條 取締役ノ任期ハ參年、監査役ノ任期ハ貳年トス  
但再選ニヨリ重任スルコトヲ得  
前項ノ任期カ定時株主總會以前ニ滿了スル時ハ其定時株主總會終了ニ至ル迄伸長スルコトヲ得

第三十條 取締役カ監査役ニ供託スヘキ當會社ノ株券員數ハ壹百株トス

第三十一條 取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選任ヲ爲スヘシ但法定ノ人員ヲ缺カス且業務ニ支障ナキトキハ現在役員ノ協議ヲ以テ其補缺選任ヲ延期シ又ハ補缺選任ヲ爲サルコトヲ得取締役又ハ監査役ノ一部ノミヲ選任スルトキハ其ノ者ノ任期ハ現在同役ノ殘任期間トス

## 第五章 計 算

第三十三條 當會社ハ毎年四月三十日及十月三十一日ヲ以テ決算期ト定ム

第三十四條 每期ノ總收入金ヨリ諸經費、諸損失及起業費償却金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ左ノ通り之ヲ分配ス但場合ニ依リ別途積立金及後期繰越金ヲ爲スコトアルヘシ

- 一、法定積立金 純益金ノ百分ノ五以上
- 二、從業員退職手當積立金 〃 百分ノ一以上
- 三、役員賞與金 〃 百分ノ十以内
- 四、配當金

第三十五條 株主配當金ハ各計算期末日現在ノ株主ニ對シ支拂フモノトシ支拂開始ノ日ヨリ滿五ケ年ヲ經過スルモ配當金支拂ノ請求ナキトキハ當會社ノ所得トス

## 附 則

第三十六條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用ハ壹千圓以内トス

第三十七條 當會社第壹回ノ決算ハ第貳回ノ決算ニ繰下ケ併算スルコトヲ得

第三十八條 發起人ノ氏名住所左ノ如シ

- 東京市麻布區永坂町一番地  
淺野 八郎
- 東京市目黒區上目黒八丁目五八九番地  
磯部 愉一郎
- 東京市大森區田園調布三丁目一一五番地  
上島 清藏
- 東京市淀橋區下落合一丁目四八一番地  
浦野 三朗
- 東京市豊島區雜司ヶ谷町一丁目三四番地  
小池 一郎
- 東京市澁谷區千駄ヶ谷五丁目八九五番地  
杉本 好太郎
- 浦和市高砂町四丁目一八〇番地  
藤堂 良讓
- 東京市芝區高輪南町四六番地

中川 末吉  
東京市赤坂區氷川町八番地

野村 孝  
東京市牛込區若宮町三〇番地

古河 從純  
東京市芝區高輪南町三〇番地

山崎 林太郎

東京市品川區大井山中町四一九一番地

山下 美通雄

以上

昭和十三年七月二十八日

東京市麴町區丸ノ内參丁目八番地

關東電化工業株式會社

東京市麻布區永坂町一番地

發起人 淺野 八郎

東京市目黒區上目黒八丁目五八九番地

發起人 磯部 愉一郎

東京市大森區田園調布三丁目一一五番地

發起人 上島 清藏

東京市淀橋區下落合一丁目四八一番地

發起人 浦野 三朗

東京市豊島區雜司ヶ谷町一丁目三四番地

發起人 小池 一郎

東京市澁谷區千駄ヶ谷五丁目八九五番地

發起人 杉本 好太郎

浦和市高砂町四丁目一八〇番地

發起人 藤堂 良讓

東京市芝區高輪南町四六番地

發起人 中川 末吉

東京市赤坂區氷川町八番地

發起人 野村 孝

東京市牛込區若宮町三〇番地

發起人 古河 從純

東京市芝區高輪南町三〇番地

發起人 山崎 林太郎

東京市品川區大井山中町四一九一番地

發起人 山下 美通雄